

施光恒著『英語化は愚民化：日本の国力が地に落ちる』（集英社新書、二〇一五年、二五四頁）

八谷，まち子
九州大学大学院法学研究院：特任研究員

<https://doi.org/10.15017/1832051>

出版情報：政治研究. 63, pp.119-126, 2016-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：

書評

施 光恒著 『英語化は愚民化——日本の国力が地に落ちる——』（集英社新書、二〇一五年、二五四頁）

Figoka wa Gummiku: Nihon no Kokuyoku ga Chini Ochiru [Anglicization Makes People Stupid: Neo-Liberal Linguistic Imperialism and the Fall of Japanese National Power]

八 谷 まち子

ラディカルなタイトルから想像される英語教育批判の書ではない。グローバル化の進展に呼応した新自由主義の枠にはめられたグローバルイズム信仰にもとづく教育、わけでも英語に代表される外国語教育の捉え方を痛烈に批判する書である。こうした著者の意図は、本稿を投稿するための必要に迫られて、著者につけてもらった英語のタイトルに奇しくも明確にされているのが、提起されている問題の本質を考えるうえで非常に示唆的である。

本書は巻末の註を含めて二五四頁の手頃な新書であるが、そこで提起されている問題と手を抜かない資料を駆使した論

述は、優に学術的論考の対象となりうるものである。その一方で、幅広い読者を想定している新書にふさわしい読みやすい文章で貫かれているが、それ故にであろう単純化された記述が気になる箇所もいくつかあった。全体の構成は、本論七章に「はじめに」と「おわりに」となっている。まず、本論各章の概略を紹介しよう。

第一章 日本を覆う「英語化」政策、では、今日の日本で進展するマジック・ワード「グローバル化」の掛け声のもとで、小学校から大学にいたるまでの教育現場で加速される「英語化」政策への警鐘に満ちた現状が説明される。

第二章 グローバル化・英語化は歴史の必然なのか、では、「グローバル化」を歴史法則とする史観の検証が展開される。本章こそが著者の面目躍如と唸らされる内容である。

中世ヨーロッパにおける普遍語であったラテン語を、いわゆる土着語へ翻訳する作業を通してヨーロッパ諸国の「国語」が成立し、知的世界が庶民の生活にも普及していったことを、古代ギリシャにも言及しつつ、宗教改革を可能にした「土着語」（ドイツ語）の聖書、近代哲学を広めた「土着語」（フランス語）による執筆などを「土着化」させることこそが知的世界の拡大をもたらした文明を豊かにする、と説得的なグローバ

ル化批判を展開している。

第三章「翻訳」と「土着化」がつくった近代日本、では、第二章で論証された歴史的視点を日本に場を変えて検証する。その時代は、当然のことながら、日本が近代国家の建設に邁進した明治である。本章でも、当時の論客たちの主張を丁寧になぞって読み応えがある。結論は明確で、当時の「普遍」であつた外来の知を吸収、消化し翻訳語の定着を含む「土着化」の作業を通じて日本の近代社会の形成がなされていったとする。当然にあつた英語の公用語化の主張を退けて日本語による近代化作業を推進したが、日本が「曲がりなりにも」近代化に成功した理由の一つであろうと結論づけている。

ここで、英語を使用することに関しての評価を考えさせられる部分があつた。それは、お雇い外国人による英語を媒介とした高等教育が提供されていた時代が終わり、翻訳語の定着が日本語による概念の表現をより豊かなものにしていく一方で、学生たちの外国語能力の低下が問題視されるようになったという指摘である。このような状況を、イギリス留学から帰国して教鞭をとっていた夏目漱石は次のように評しているという。即ち、英語の力の衰えは「日本の教育が正当な順序で発達した結果」で「当然の事」だ、と。著者はこの漱

石の認識を、グローバル化とは進歩なのだという「グローバル化史観」に基づいた現在の英語重視策へのアンチテーゼとして紹介している。そして、さらに論をすすめて、英語化社会が日本に拡がっていけば、英語を用いて仕事をする日本人はそうではない日本人を軽く扱い、国民の間の分断が避けられなくなるであろうと述べる。こうした英語化の負の影響は、第六章では、日本語の「現地語化」という用語でさらに説明されている。

第四章 グローバル化・英語化は民主的なのか、では、「グローバル化史観」の結果としての地域統合をとりあげて、普遍と土着の問題をあらためて論じている。地域統合が進めばグローバルなレベルでの議論が優先されて土着の意見が軽視されるというE・トッドの論を紹介して、その先にある目指すべき民主主義のあり方として、W・キムリツカ等によるリベラル・ナシヨナリズムという考え方を紹介する。

著者が注目するリベラル・ナシヨナリズムは、EUのような地域統合体がその地域の住民から奪っていく（と解説される）母語の役割やナシヨナルな空間に基づいた人生の選択肢を取り戻して、上位の権力機構によらず、個人が自由で平等な民主主義のあり方を可能にすると主張する。

第二章が歴史的観点にたつグローバル化批判の本陣である

とすれば、本章は、今日的観点からの批判のそれであると言える。地域統合の一つの画期をなしているEUが例として取り上げられているのは当然であろう。しかしながら、EUを研究対象としている評者にはやや通り一遍に過ぎるEU批判に終わっている感を否めないし、事例としても説明不足が気になる箇所がある。これらの点については後述する。

第五章 英語偏重教育の黒幕、新自由主義者たちの思惑
では、英語化政策を推進する原動力となっている「新自由主義」の考え方そのものを取りあげている。前世紀八十年代あたりから広まった「新自由主義」は、独特の人間観にもとづいた自由主義であると説明している。それは、市場経済を絶対視し（開放経済）、公的部門の効率化を主張し（規制緩和と小さな政府）、グローバル化を推し進め、各国のナショナルな空間の差異をなくすことこそが進歩であるとする考え方である。そこでは効率化の名目のもとで多様な意見を審議するという民主的プロセスは軽視される。これをT・フリードマンは「黄金の拘束服」と呼び、この「黄金の拘束服」をしつかりと着込んだ日本政府が、グローバル企業のための経済政策、そこから導き出される英語偏重教育へと進んでいくグローバル化史観の政策実施が説明され、一般国民の生活を不安定化させたのみならず、教育でさえもビジネスの道具となりはて、

日本人の愚民化が進むとする。

第六章 英語化が破壊する日本の良さと強み、では、母語の確立と文化の強靱性との一体的関係とその重要性が説かれる。言語は単なるツールではなく、個々人の中核をなす自己のあり方や道徳観は、言語習得を通してこそ形成され、学んでいかれると主張する。したがって、日本での英語化が進めば、日本人の創造性は損なわれ、専門書を日本語で読むことができなくなつて専門分野の力もおろそかになるであろうと警告する。すなわち、それは豊かな文化に支えられている土着語であるはずの日本語が「現地語化」することであり、多くの日本人が、日本語は英語よりも劣っていると思うようになってしまうことを著者は危惧する。そして、巧みな外来の知の受容により土着化した近代化を成功させてきた日本の国づくりの強みが発揮できなくなると結論する。

本章においても、国内外の多様な分野の研究者やモノづくりの専門家などの議論や意見を縦横無尽に紹介し、産業構造のあり方を示すグラフも多用した説得力のある論が展開されている。しかし、こうした主張は多くの賛同者をよぶと同時に、多様な反論を呼び起こすことも十分に考えられる。それはひとつには、英語化が日本語（あるいはある国の母語）を「現地語化」する過程が直線的に説明されるのみで、英語化

がもたらすであろう多様な現象や予期せぬ結果などへの言及は省かれているからである。ただし、この点は指摘するまでもなく、新書という性格、紙幅の制限などを踏まえてのこと、著者は十分に承知のうえで単純化ではないかと思われる。

第七章 今後の日本の国づくりと世界秩序構想、では、英語化の進展を今日の世界に視点を移して議論する。英語化に象徴される「グローバル化史観」は世界を席卷しており、本書で議論された日本国内の問題点は世界規模で進行しつつあるという視点に立っている。すなわち、英語を母国語とする諸国を頂点とした英語支配の序列構造が出来上がりつつあり、当然のことながら非英語圏の日本は頂点に立つことなど望むべくもないし、英語のもつ「公正さ」の内容は日本語のそれとは異質であるが故に上位に位置することができないと説明される。ではどうすべきか。その答えは、日本が持つ強みを生かして傾注すべき世界秩序のあり方、「棲み分け型多文化共生世界」を目指してあらゆる支援を惜しまないことであるとする。「棲み分け型多文化共生世界」では、各国がそれぞれの母語による土着化された先進的な知を享受することができ、それによって国内での職業や生活の選択肢を広げて社会的分断を押しとどめ、たとえば経済移民となるようなこと

が回避できる社会である。日本は、そのための翻訳と土着化のノウハウを提供して、望むべき公正な世界秩序の実現へ貢献できるとする。つまり、日本社会の英語化は、国家戦略として大きな誤りなのである。

こうしてみると、本書が単なる英語で授業をすることの押しつけへの抵抗の書ではないことは明らかであろう。政府と産業界が一体となつて強引に進めようとする日本社会の英語化が、日本の国力の源泉を脅かし、戦略のないグローバル化政策が国の将来にとつていかに危険なものであるかを重厚に説き、天下国家の根源的なあり方を問いかけている書である。さらに、単に批判と問いかけで終わるのではなく、グローバル化による統合された社会のオルターナティブとしての目指すべき世界秩序を提案して締めくくっている。よく目配りされた中身の濃い「グローバル化史観」批判論であり、著者の力量がいかに発揮されていると言える。

そのうえで、あえてそぎ落とされたのであろうと推測されるものの、地域統合の進展の非直線性についてと語学力の強化についての二点に絞って、グローバル化史観にたつ批判には収まり切れない現状を述べたい。最後に、「棲み分け型多文化共生世界」にも問題が潜むことを指摘して本稿を終わる。

地域統合の効用に世界の耳目が集まったのは、欧州連合(E

U)の加盟国が一挙に拡大した二〇〇四年以降のことであろう。二十世紀終わりから盛んに論じられるようになったグローバル化は、地球規模での移動を基本としており、主に経済活動との関わりで論じられていたと言えよう。EUの権限分野も、一九五一年の発足から九三年までは経済活動に限定した統合を目指したものであった。しかし、人が行う活動が、たとえばこちらは経済こちらは政治などと、明確に切り分けられるわけもなく、社会生活における統合は、経済分野の規格が統一されていくに連れて、実態として徐々に進展していったと理解すべきであろう。加盟国の拡大とともにEUの影響力が浸透していき、より「合理的」で「自由で民主的」な社会の構築という理念のもとに制度化が進んでいった。EUという地域限定の統一的(即ちグローバルな)制度化をもつ組織が膨らんでいった。しかしそれは、本書の著者が指摘しているように、より下位レベルからの反発と批判を受けるようになっていく。

では、EU域内の国家は、あるいはそこで暮らす人々の声は本当に届いていないのだろうか、英語化に染められているのだろうか。もちろんそうではない。EUの公用語は、加盟国すべての公用語であり、二四言語である。マルチ語もドイツ語も同じ扱いである。全ての公文書は二四言語で発布され

るし、EU裁判所での申し立ておよび一切の審議は公用語であればどの言語でもよく、従って、全ての人(EU市民)が母語で行なうことができる。欧州議会の議員は、仮に英語が話せても演説は自らの母語で行っている。こうした多言語行政にかかる経費は、EU予算全体の3%程度ではないかと推測される¹⁾。また、翻訳、通訳経費の他に、EU域内各地に残る文字通りの「土着語」である少数言語の保護への支援も行っている。そうしたことは、一見「統合」に逆行するようであるが、多様な伝統を維持することこそがEUの一体感(連帯)を支えるのであり「統合」を進めるのに不可欠な思慮と負担であろう。

著者はキムリツカの危惧を紹介して、EUの政策決定過程が選挙によって選出される欧州議会の立法権限を強化して民主性を高めることは、エリート層による政治を強化することになり、逆説的に、庶民の意見が反映されにくくなり民主主義の後退を招くのではないかと興味深い論点をあげている。はたしてEUを創設した時代の人々がそこまでの深謀遠慮を持っていたかはさておいて、EUの決定過程は確かに特殊であり、そのことがEU批判を呼ぶ一因でもあった。それに対応する形で、EUには多分野、かつ多重な層からの意見を吸い上げる様々な装置が構築されることになり、そのこと

がさらにEUを複雑にしているともいえる。そして、超国家機関とされながらも、決定過程における加盟国の制度的関与が徐々に増えていく傾向にある。より堅固な「統合」を目指すほどに回り道とも思える手順を加えることも例外ではない。

その一方で、統合を進めるための直接的政策も実施されている。その代表的なものとして、「エラスムス」という学生のための交換留学システムがよく知られている。実際には、教育政策はEUではなく各加盟国の権限であるため、国家間の（国によっては地方レベルでも）教育制度にはかなりの違いが現存している。たとえば、フランスはエリート養成のための独自のグランゼコール制度を残している。大学の授業料も国によって大差がある。こうした多様なあり方を共存させながら結びつける制度として「欧州共通単位」が導入されている。さらには、少なくともパンヨーロッパ世代を育成し統合への理解を深めることを目的として、他国の言語や文化を学習する機会である留学を奨励するための寛大な奨学金も準備されている。しかし、それでもエラスムスプログラムへの参加者は、高等教育機関のみに限っても、未だに在籍する学生の10%程度に過ぎない。³⁾ 大多数の学生がEU域内の大学間を自由に留学先として選り移動しているかのような印象があ

るが、実際には意外なほどに少数である。EU統合のエリート性を克服する一助とすべく、新たなエラスムスプログラムは、職業訓練や低学年校の教師たちも対象に組み込んでいく。

EUは確かに共通通貨を流通させ、超国家的な立法権限を行使して加盟国間の規格の統一を進めている。また、多言語に通じる人も多く、国境をまたいで職場へ通勤をする人も少なからずいる。EUは世界のどの地域と比較しても、「統合」が進んだ領域であることは確かである。しかし、それによって人々の生活が、それぞれの土地に根付いた特色を喪失して統一されたものにはなっていない。むしろその逆の動きに押されて、一つの国で法的に承認されているものは他の国でも同等の承認をするという「相互承認」制度を適用するようになって久しい。フランスのチーズもドイツのビールも、ひとつのEU基準を適用して伝統の手法や味を変えてしまうことを国民は断固として受け入れなかった。生活の利便性を高める実利的統合は進んでいっても、人間の営みの場における社会的な統合は強靱な抵抗を受けている。グローバル史観にたつ政策がいかに押しつけられようと、大多数の国民が受け入れる利便性が証明されない限りは、統一された世界が立ち現れることはないであろう。

英語化についても同様のことが言えるのではないか。日本において日常生活で英語を必要としている人の割合は果たしたどの程度であろうか。恐らく一%にも満たないかも知れない。問題となるのはその少数者集団の英語力であって、日本国民全体の英語力ではない。観光客のための「おもてなし英語」は、その気になれば大半の日本人には到達可能だと思える。

今日の英語化の掛け声は、かつての「英語ができるのは単なる語学屋」と揶揄された時代を知っている評者には隔世の感があるものの、掌を返したような英語化政策への批判は著者と共有して余りある。それでもあえて、「英語力」の強化の重要性は主張しておきたい。著者が訴える日本の強みをいかにした世界秩序への貢献は、日本語での訴えは極めて限られた効果しか持たないであろう。日本人の丁寧さや慎重深さを残しながらも世界へ向けた発信力が求められるのがグローバル化の一面であろう。英語帝国の首位に立つ選択肢を持たない国が、いかに賢く発信するかの戦略は、賢い英語力の強化、すなわち真つ当な発信の自身とツールとしての英語の組み合わせではないだろうか。本書の英語タイトルを一見すれば、日本語よりも明確にひねりのない著者の意図が現れていることに思わず苦笑してしまったが、外国語で発信するスキルと

は単なる言葉の置き換えではない見事な例ではないだろうか。

最後に、著者が訴える「棲み分け型多文化共生世界」について一言を付したい。

本書で解説されているような社会は、二十世紀前半には既にオランダで成立していた「柱状型社会」そのものではないだろうか。「柱状型社会」は、宗教（カトリックとプロテスタント）および信条（社会主義とリベラル）に従って相互に違いを認め合った集団の共存制度であった。それはあたかも列柱が立ち並んでいるように、個々の社会が自律的に閉じられた生活を営み、集団横断的な協力が必要となれば、閉じられた文化集団のまま、共同の作業を行うのである。政治学者A・レイプハルトによる「多極共存型民主主義」はその理論化である。多極共存社会の存続には相違に対する「寛容」が不可欠である。オランダでは、世俗主義と個人主義の浸透により、一九六〇年代には柱状型社会はすたれたと言われているが、他者への寛容はオランダの国家アイデンティティとして深く国民の間に浸透しているとされる。しかし、「寛容」はモラルに基づく理念というよりは、共存のための現実的な価値として受け止められており、そのような「寛容」は、他者への無関心と表裏一体をなすものとなっている⁽⁵⁾。

オランダの例に見られるような無関心に裏打ちされた寛容による共存は、争いを回避し効率的で開放的な公共空間も可能とした。また、全ての集団への政府の対応は平等に貫かれていた。しかし、これらの集団間には言語の壁はなかったにも拘わらず、集団間の交流は、ほんの一部のエリート同志に限られており、一般庶民の交流は稀であったという。オランダは非英語国のなかで最も英語が堪能な国であると言えるが、そのような国で「母語で豊かな人生を送ることができる社会」は、一度は実現していた。オランダが到達した豊かな人生と高い英語力の関連はどのようなものであるうか。しかし、より本質的な問題は、この国も移民の増加で「寛容」を寛容させつつあるように見えることである。庶民の不満を吸い上げて政治化させるエリートが出現して、無関心に支えられた「寛容」は後退し、共存は排除へと変容し始めているのではないか。多極対立社会の芽生えがあるとすれば脅威である。オランダで観察されるナショナルなレベルでの多極共存の経験を、グローバルに拡大した検討作業が必要ではないか、という新たな課題が見つかった。

注

(1) http://ec.europa.eu/budget/annual/index_en.cfm,

二〇一六年二月五日アクセス。

(2) 立法権限は、理事会、欧州議会、欧州委員会というEUを運営する主要な三機関間の権限バランスを重視しており、議会制民主主義とは異なる原理による民主制が意図されているとも言える。

(3) EU加盟国の教育担当大臣による理事会は、二〇二〇年までに国外での留学単位取得者を全学生の二〇%にすることを目標とした。

European Commission, "Interim Evaluation of Erasmus Mundus II (2009-2013)", p.29.

(4) 田中(斎藤)理恵子「オランダモデルの文化的背景」『社会学研論集』Vol.5, 二〇〇五年三月、早稲田大学。

(5) A.G.Korteweg and G.Yurdakul, *The Headscarf Debates*, Stanford U.P., 2014, pp.103-5.